

又は少くとも彼等に危険を冒させることが出来るかである、然るに彼等が戰場に出ると出ないとは己の判断に由るのでなく、斯様に任免を要求する主権者の最上命令に由るのである。

此権利は容易く設定することが出来るやうに見える、是は何人でも我所有物を我が思ふ儘に處分する各自の権利に基いて居るであらう、何でも自分で作つた物は己の争ふべからざる財産として之を固持して居る、夫れで單なる法律家が述べるやうな推論は次の通りである。

一國には種々天然の産物があるが、其現在の數量に就て見ると國家の事業によりて特に作り出されたものと見做さねばならない、何故ならば若し其國が國家の組織且其規律ある行政政府の下に立たなければ、即若し住民が依然として自然の状態のままに生活して居るならば斯程までに産物を出さないであらう、若し政府が住民に其所得と財産を確保しなければ、羊、牛、馬、家畜——其類の中で尤有用なもの——豚等は我住む居る地方では或は必要な食品として用ひ盡されるか、或は食肉獸の爲めに殺されるであらう、其爲めに是等は全く滅ぶか其供給が至て乏しくなるであらう、亞米利加の砂漠に就て見る如く人口其者も亦之と同様である、よしや其様な地方に最大の努力を盡しても——未だしないか——僅に稀薄な人口があるばかりであらう、如何なる國の住民でも政府の保護がないならば唯此處彼處に疎に散在して居るであらう、何故なればなくては彼等は常に敵や又は野獸に荒される危険のあ

る地方に其家族と共に擴がる事が出来ないからである、尙又今日何の一國にも住んで居る程の多數の人は是でなくては充分な糊口の資を得ることが出来ないであらう、故に馬鈴薯の如き野菜や家畜に就て、是等が豊富にあるのは人間勞力の結果であるから、人間は之を使用破損消費しても構はないと謂ふことが出来る、丁度夫れと同様に國家の最高權力たる主権者は其臣民が殆ど自己の産物であるから恰も狩獵にでも連れて行く様に之を戰爭に率ひ、而も恰も物見遊山に於ける様に之を戰場に進める権利があるかと謂ふことも出来るやうに思はれる。

此法律上の権原が君主の胸に朦朧と浮んで居るやうに思はれる、而して少くとも人間の財産となり得る下等動物に就ては慥に眞理である、併、人間が殊に立法に參與する國家の一員たる公民と見做され、單に他人の爲めの方便でなく自己に於ける目的と見做されるならば、斯様な原理は全く人間に適合しないのである、斯様に人間は一般戰爭の實行ばかりでなく各個の宣戰布告に其代表者を通じて自由な承諾を與へねばならない、而して唯だ此制限的條件の下にこそ國家は斯くも危険の多い企圖に彼等の服務を要求すべき権利があるのである。

夫故に我等は人民が主権者に對する義務よりも寧、主権者が人民に對する義務から此權利を推論しようと思ふ、此關係の下に人民は承諾を與へたものと見做されねばならない、而して人民は投票權を有

つて居るから縱令己一個に關しては斯様に受動的であつても主權其者を代表する點から見れば能動的であると認めることが出来る。

交戦國に關する戰爭の權利

自然の狀態に在るものと見れば國民が戰爭を開始し交戦を繼續する權利は、己が損害を蒙つたと見る時に己の力に依りて其權利を主張するも正當な方法である、而して斯様にする理由は裁判上の手續に依る方法は斯様な紛争を決するに適當な唯一の方法であるけれども、其狀態に在りては之を採用することが出来ないからである。

戰爭の切迫は之を初回攻撃の實地の損害と區別すべきである、又此損害は之を交戦の總開始と區別すべきである、脅迫若くは威嚇は實地の軍備によりて起ることがあるが、之に依りて相手方に防禦の權利が成立つのである、又單に領土の收得によりて他國の勢力が激増した爲めに起ることもある、是は唯相隣れる強國の全く如何な行動も爲さない内の狀態から弱國が受ける損害である、而して自然の狀態に於ては斯様な事情の下にする攻撃は許すべきものであらう。此國際關係は實際相接して居る諸國間の權力平均法の根柢である。

開戦の權利は何でも公然の損害の行動に依りて成立つのである、此中には或國民が他國民の加へた傷害に對して毫も穩に賠償を得ようと企てないで自ら満足を得るやうな凡て任意の報復即復讐的行動を含むて居る、斯様な復讐的行動は豫め宣戦を布告しない交戦の開始と同種類である、其譯は若し戰爭中に權利なるものがありとするならば、何か契約に類するやうなものが假定せられて一方は他方の宣言を受理し、斯様にして實際双方とも其權利を求めることにならねばならない。

戰爭中の權利

戰爭に於ける權利を構成するものゝ決定は國際法の最困難な問題である、斯様な權利の概念を作るにとすら、又此無法律な狀態に在りて矛盾に陥らないで如何な法律を考へることも大に困難である、「戰爭中法律は黙つて居る。」然らば是は唯常に諸國相互の外部關係に於ける其自然の狀態から去りて法律の狀態に入ることが尙出来るやうな原理に従て戰爭を爲す權利でなければならぬ、其譯は此平和狀態に達する必要な手段が國家の權利に矛盾するからではない、併、國家が其權力の膨脹によりて他國への脅迫となるやうな狀態に達する爲めでなく、當然我所有に屬する物を維持する爲めに外部自由の原理に依る反抗の觀念は單に國際法の觀念の中に含まれるからである。

各種の防禦法は之を用ひる爲めに臣民が公民たるに適しないやうなものは取除いて皆已むを得ず戦争する國には之を許すべきである、何故なれば此國は斯様にして萬國公法に依る國際關係に於て同等の權利に與るべき人と見做されるに不適當となるからである、是等の禁止せられる手段の中には間諜の務に當る臣民を任命すること、又は、暗殺者毒殺者の務に當る臣民若くは外國人を傭入ること、(此種類の中には勿論個人を途中で待伏せする所謂狙撃も含むで居る)又は専ら虚偽の報知を傳播せることさへ含まつて居る)約言すれば今後永久の平和を立てるに必要な信用を破る様な兇惡不義の手段を凡て用ふることを禁止するのである。

戦争に於ては敗れた敵に徵收寄附を課することは許してもよい、併、無理に個人から其財産を奪つて人民を掠めるのは正當でない、其譯は敗れた人民が戦争を行つたのではなく彼等を統治する國家が彼等に依りて戦争を行つたのであるから、是は掠奪であるであらう、有らゆる徵收は規律ある徵收によりてすべきものである、而して之に對して受領書を渡すべきものである、是は平和克復の際其國又は附庸國に課せられる負擔が夫れ相當に割り當てられる爲めである。

戦後の權利

戦後に續いて起る權利は平和條約の刹那に始まり戦争の結果に關するのである。戦勝者は平和の克復に對し戦敗者と協約する條件を定める、條約を調製するには實際何も相手から慥に損害を受けた爲めに戦勝者は保護すべきものだといふ法則に従つてするのではない、唯だ自ら此問題を引受けるから之を決する權利を己の權利に基かせるのである、故に戦争者は軍費の賠償を要求しない事もある、何故なれば夫れでは相手の戦争を不正だと言はねばならないからである、而して縱令彼は斯様な議論を採用しても之を適用する資格がない、何故なれば戦争を懲罰的であると言はねばならないであらう、而して斯様にして此度は損害を蒙らすことになるからである、捕虜の交換も亦之と同種類に屬し償金もなく人數の同等をも願みないで行ふ可きである。

戦敗國も其臣民も其國の征略に依りて其國家は殖民地に其臣民は奴隸に墮される程に其政治上の自由を失はない然もなければ懲罰的戦争となるであらう、夫れでは自家撞着である、殖民地又は附庸國は自ら一個の政體、法制、領域を有つて居る國民に依りて作られ、他の國家に屬する人は此處では單に外國人であるが、併、此國民は他國の最高行政權に従つて居る、此他國を母國と謂ふのである、殖民地は子女として支配されるか之と同時に自ら一個の政府を有つて居る、即ち總督の監督の下にある特別の議會の様なものである、アゼンズの諸島に對する關係も現今大不列顛のアイランドに對する關係

も此例である。

戰爭に於ける國民の征服から奴隸と其正當を推論する事は尙更出來ない、何故なれば是は戰爭が懲罰的性質を帯びて居た事を假定するやうになるからである殊に世襲的奴隸の根據となる者は尤も戰爭の中に認めることが出來ない、是は他人の犯罪から罪科を相續することが出來ないかれ夫れ自身に不合理である。

尙又平和條約の締結に大赦が含まつて居る事は已に平和の觀念其者の中に含まつて居る。

平和の權利

平和の權利は次の如くである。

- (一) 戰爭が近國に起る場合に平和にすべき權利、即局外中立の權。
 - (二) 平和が克復した時に尙繼續する爲め之を確實にする權利、即保障の權。
 - (三) 數個國が凡て内外の攻撃に對して共同防禦する爲めに相互の同盟を結ぶ權利。
- 併、此同盟の權は外部の侵略又は内部の爲めにする何等同盟の組織までは及ばないのである。

不正な敵に對する權利

不正な敵に對する國家の權利は其量又は度は兎も角、少くとも其實に於ては制限が無いのである、言ひ換へれば被害國は其所有物に對する權利を主張する爲めには、實際任意の手段でもないが、凡て正當で許し得られる手段を力の及ぶ限り用ひて宜しい、併、概して自然の狀態に於ける様に各國家が己の事件の裁判官であるならば、萬國公法の概念に依り不正の敵とは如何なるものであるか、若し或る原則を以て一般の法則とするならば、之に由りて國民間の平和狀態は不可能となり自然狀態は必然永續するやうな原則を言語であれ動作であれ公表の意志によりて顯はすものは、即不正の敵である例へば公條約の違犯の如きものであつて是に就ては斯様な違犯は諸國民に及ぼし其自由を迫害するものと假定することが出來る、又諸國民は斯様な害に對して團結し之を爲す力を奪ふ爲めに斯様に相集るものと假定することも出來る、併し此中には國家を地球から消滅させるかとも思はれるやうに其國を分割專有する權利が含まれて居ない、其譯は其國の人民は本來國家を構成する權利性質上戰爭の傾向には不利益な新組織を採用する權利を失ふことが出來ないから、この人民に取りて是は不正であるのであらう。

尙又「自然の狀態に在る不正な敵」といふ語は冗長であると謂つて宜しい、何故なれば自然の狀態こそ不正の狀態であるからである、正當な敵とは之に抵抗すれば即自分が之に害を及すやうな敵であらう、併、斯様な敵は實は我敵では無いであらう。

平和と永久萬國議會

諸國民の自然狀態は個人と同様に法律狀態に入る爲めに之から脱れ出る義務のある狀態である、此移動の起る前には凡ての萬國公法又凡て戰爭に依りて收得維持せらるべき國家の外部關係は單に一時的のものである、而して是等は國民が國家となると同様に諸國の統一的結合によりて戒めて確實となることが出来る、唯斯様にしてこそ眞の平和の狀態を立てることが出来るのである、併斯様な諸國家の結合を餘りに廣大な區域に擴げ過ぎると、其管理と又從て其部員の保護とは遂に不可能となるに違ひない、夫れで斯様な團體の多數は亦戰爭狀態を繰返すであらう、故に凡ての萬國公法の終局目的たる永久の平和は實際實行の出来ない觀念となるのである、併ながら斯様な目的を立て而して諸國間の結合を促して永久平和に斷えず近かせる様な政治上の原理は實行の出来ない事はない、此接近は義務を含み個人及國家の權利に基いた實際問題であるが、此原理も亦此接近と同様に實行し得られるのである。

平和を維持する爲めの斯様な諸國の結合は之を永久萬國議會と名けることも出来る、而して各隣國が之に加はるのは自由である、少くとも平和の保全に於ける萬國公法の手續に關する點から見れば、斯様な結合は今世紀の前半期にヘーグの萬國會議に現はれた、此會議には大多數の歐羅巴宮廷又最小の共和國でも相互に起す交戦に就て其不平を鳴らした、斯様にして歐羅巴全體は單一の聯合國のやうに見へ、諸國民は其公共の紛議に就て之を審判官として承認した、併、其後には此一致聯合の代りに萬國公法が唯簿書となりて残つて居た、最も陳列館から見えなくなつたか、又は威力が既に用ひられてからは學理上の推論として黜けられ記録保存所の中に隠れたのである。

斯様な議會は何時でも解散し得られる諸國の任意結合を謂ふのである、而して亞米利加合衆國に現はれて居るやうに政治組織に培き、從つて解散することの出来ない結合を謂ふのではない、唯斯様な議會によりて萬國公法の觀念が成立つことが出来、且又諸國民の紛議の決定が野蠻な戰爭の手段よりも寧ろ民事訴訟の手續を以て實現される事が出来る。

第三章 人類の統一法

世界的權利の性質及條件

相互に實際の關係を結ぶべき地球上諸國民のよしや尙親密ではなくとも統一平和の結合の合理的觀念は、博愛的又倫理的原理とは違つて法律的原理である、自然は其住所たる地球の球形に由りて一定の境界内に之を集め入れた、而して地球の住民が住む土地の所有は唯限りある全體の一部の所有と見做される事が出来、又従て各自が本來權利を有つ部分と見做されることが出来る、故に凡て諸國民は本來土地の共同權を有つて居るけれども、法律上占有共同權を有つて居ない、又従て彼等は土地の使用若くは占有の共同權を有たないけれども、之に依りて出来得る限り有形上交通の共同權を有つて居る、言ひ換へれば各國民は凡て其他の國民に對し相互に交通を始めることを要求し得るやうな純然たる關係を成して居る、夫れで彼等は此方面に計畫を試みる權利があるが、他國民は此爲めに彼等を敵視する資格がないであらう、此法律は萬國公法の出来得る限の交通を規定する或統一法から見、彼等の出来得る限りの結合に關する處から之を萬國公法と謂ふことが出来る。

海は國民相互の有らゆる交通を妨げるやうに見えるが決して然うではない、何故なれば貿易に依りて海は彼等の交通の爲めに最幸な自然の設備をなして居るからである、而して地中海に於ける如く相隣れる海國の多い程此交通はいよゝ盛になる、故に斯様な國、殊に其中には殖民地がありて母國との聯絡上斯様な交通が起る國との交通に依りて遂に我地球の一部で爲された罪惡強暴が全部に感せられるやうになるのである、併ながら斯様な起り易い弊害に依りて人間が世界の公民として悉く其他の者と交通しようとする權利は亡びない、而して此目的の爲め地球の有らゆる地方を廻る權利は亡びない、唯々是は他國民の領域に於ける殖民の權利とはならないから、この爲めには特別の契約が必要である。

併、(新発見の目的に於ては)國民は果して殖民の權利、又既に其地方に移住して居る他國民の近傍に所有地を占める權利、又他國民の承諾を経ないで斯様にする權利を要求することが出来るか、茲に疑問が起るのである。

若しも新殖民地が舊殖民地の位置から双方互に其領域を使用するに制限又は損害を與へないやうな距離に起るならば、斯様な權利は疑ふまでも無く、併、遊牧民又は牧羊者及狩獵者の種類に在りては(例へばホテントット人ツングス人亞米利加印度人の大都の如き)其糊口の資が廣漠な土地から、來るかから斯様な占領は決して威力によらないで喙契約に依るべきである、而して斯様な契約は何に限らず元からの住民が其土地の讓與に就て不案内なのに乘じてはならない。然るに斯様な強奪の行爲が世界の

一般利益を助ければ之を正當と認めてよいものと一般に主張されて居る。彼等の爲めに辯明する充分な論據は幾分か野蠻人の教化に關して居る、(斯様な、口實に依りてビキーン氏すら殺伐な獨逸國內の基督教傳來を辯護しようとする如く) 又幾分かは邪惡な罪人を自國から清める必要と、彼等が改良の希望若くはニューホルランドの様な別大陸で彼等の子孫が改善する希望に依るのである、併、是等の主張せられる良目的は皆、之を達する爲めに用ふる手段の不正な汚點を洗ひ落すことが出来る。

威力を以て初めて法律状態を作るに斯様な遠慮を常に爲し續けて居たならば全地球は尙無法律の状態に在つたであらうと言つて反駁するかも知れない、併、斯様な反駁が茲に謂ふ法律状態を取消すに足らないことは、恰も或組織が腐敗した時に人民は威力を以て之を改造してもよいと言ふ政治上革命の口實と同じである、今後益確實に正義を立て愈よ之を盛にする爲めには、是は概して唯の一度でも不正であるといふに歸するであらう。

結論

若し物が有るのを證明することが出来なければ、物が無いのを證明しようと努めるであらう、又若し

何れを證明することも出来ないならば、(往々ある如く) 尙學理上又は實地上的の觀察點から見果して臆斷的に兩者の中何れかを是認するのは自分勝手に爲し得る事であるかと問ふであらう。言換へれば或現象を説明する爲めに(天文学に於て遊星の逆行及停止を説明する如く) 又は或目的を達する爲めに(願説を是認することがある、其目的も亦單に技術の範圍に屬するやうな哲理上の目的であることもあり、又は行爲の原則として取るべき目的を含むやうな道德上の目的であることもある、僭斯様な目的が實行し得られるといふ假定は縦令單に學理上の疑はしい判断であつても義務を成すものと見做されてもよいのは明瞭である。故に此の場合にも亦其の様に見做されるのである、其の譯は縦令斯様な目的を信すべき確乎たる義務がなくても尙ほよしや之に従て實行し得られる學理上の見込が毫もないとしても、其不可能を證明することの出来ない限りは、尙之に關して義務が我等に伴つて居るのである。

僭實際に實踐道德的理性が我等の胸中に其言直しの出来ない禁令を出して「戦争をしてはならない」と言つて居る。夫れで自然状態に在る我等の間にも、又内部は法律状態に在つても外部は尙相互の關係上無法律の状態にある國家の部員たる我等の間にも、戦争はあるべきものでない、何故なればはは何人でも其權利を行ふべき方法でないからである、故に永久平和は果して實在すべきものであるか又

た若し我等が之を有りとせば自ら欺いて居るのではないかと云ふ疑問は最早起らない、我等は其實在であるといふ假定に據りて行動せねばならない。我等は恐らく實現せられない事の爲めに努力し、尙最も之を起すに適するやうに思はれる組織を立てねばならない、(多分全體に又各個に立てる諸國家の共和制度)斯様にして諸國家残らず内部の配備を整へるに大關係のある戦争の害惡を絶つことが出来る。而して縦令此目的の實現は常に唯熱誠な欲望に留まつて居るけれども、尙斷えず其爲め努力するに我等を導く行爲の原則を取るならば、我等は斷然自ら欺かない、何故なれば斯様にするのが義務であるからである、胸中の道徳法其者が虚偽であると假定するならば、之に依りて斯様な虚偽の下に生きるよりも寧ろ凡ての理性を奪はうとし、又斯様な原理に従つて、己も下等動物の様に自然の機械的作用の平準まで沈むのを見やうとする恐るべき欲望すら起すに足るであらう。

全般に永久に平和を立てることは理性の範囲内から見た法律學の一部ばかりでなく、尙其全體の終局目的であると謂つて宜しい、唯平和の状態は多數相接して生活し共に結んで一組織を成す人々の關係に就て、法律上自他の所有を確實に承認させる鞏固な状態である。而して其組織の規則は他人の爲めに之を最上の規矩と認めた人の單なる經驗から來たのではない、一般公法の下に在る人間の法律的團結の理想に照して先天的理性が此組織を取らねばならない。其譯は凡て特殊の實例例證は唯例解を示

すのみで證明を與へることが出来ないから誤り易いのである。夫れで兎に角純正哲學が其必要な原理によりて之を確立する必要がある、而して往々「最良の組織は即人間でなくて法律が權利を振ふ組織である」と言つて純正哲學を嘲る人すら間接には之を承認して居る。此人の説に據れば却て非常な客觀的現實を有つて居る此人の觀念よりも哲學上夫れ自身に崇高なものか果して他に有るであらうか、是は實地の例に照せば容易く分るであらう、而して革命的に急激に之を強行して一時全く社會の法律状態を滅す程に強く不完全な現組織を覆さなければ、此觀念こそ唯實地に行はれることが出来るものである、若し此觀念が漸次の改革により一定の原理に従て進められるならば、斷えず政治上の最高善に又永久の平和に接近して遂に之に達するであらう。

大正七年十月五日印刷
大正七年十月八日發行

版權
所有

永遠の平和

定價金貳圓五拾錢

著者 東京市麻布區廣尾町二番地 龜谷聖馨

發行者 東京市神田區北神保町十一番地 辻本卯藏

印刷者 東京市小石川區西江戸川町二十一番地 藤澤松次郎

印刷所 東京市小石川區西江戸川町二十一番地 小石川印刷合資會社

發行所

東京市神田區北神保町十一番地
電話替口座八三一五
電話本局三四三二

弘道館

弘道館出版書目

東京帝國大學文科大學教授 文學博士 吉田熊次先生著	東京帝國大學文科大學教授 文學博士 吉田熊次先生著	東京帝國大學文科大學助教授 文學士 深作安文先生著	京都帝國大學文科大學教授 文學博士 藤井健治郎先生著	東京外國語學校教授 文學士 島本愛之助先生譯 (スビーラー教授原著)	京都帝國大學文科大學教授 文學博士 西田幾多郎先生著	前文部省普通學務局 福士未之助先生著	東京帝國大學文科大學教授 文學博士 桑木嚴翼先生著	東京帝國大學文科大學教授 文學博士 松本亦太郎先生著
我が國民道德	國民道德の教養	國民道德要義	主觀道德學要旨	歐米道德教育の趨勢	善の研究	現代思潮十講	實驗心理學十講	
新刊	五版	五版	五版	六版	六版	八版		
◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製

吾國體と宗教	正想的宇宙觀	釋迦文佛	聖教育聖典と宗教	聖皇位の絶對	精神講話	哲學より宗教へ	華嚴哲學研究	聖武天皇と華嚴聖典	華嚴天台兩哲學の勝劣
既刊	既刊	既刊	既刊	既刊	既刊	既刊	既刊	既刊	既刊
◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製	◎◎◎洋裝金菊料十圓五拾錢製

(取加藤弘之博士所論)
(再取加藤弘之博士所論)

弘道館出版書目

東京帝國大學文科大學教授 文學博士 井上哲次郎先生著	東京帝國大學文科大學教授 文學博士 井上哲次郎先生著	東京帝國大學文科大學教授 文學博士 朝永三十郎先生著	文學士 久保良英先生共譯 文學士 宇井伯壽先生共譯	文學士 北澤定吉先生著	名教中學校長龜谷聖馨先生著	京都帝國大學文科大學教授 文學博士 西田幾多郎先生著	文學博士 中島力造先生 文學博士 先中島力造先生 文學博士 文生譯述
哲學と宗教	社會と道德	人格の哲學と超人格の哲學	哲學概論	哲學史綱	哲學より宗教へ	現代に於ける理想主義の哲學	精神生活の哲學
再版			三版	五版			三版
◎◎洋裝金菊料拾圓四拾六錢製	◎◎洋裝金菊料七圓八拾錢製	◎◎洋裝金菊料拾圓四拾六錢製	◎◎洋裝金菊料拾圓五拾二錢製	◎◎洋裝金菊料拾圓五拾二錢製	◎◎洋裝金菊料拾圓五拾二錢製	◎◎洋裝金菊料拾圓五拾二錢製	◎◎洋裝金菊料拾圓五拾二錢製

319.8
KA36

終

